

平成30年第3回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年6月19日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成30年6月21日	午前10時00分
	閉 会	平成30年6月21日	午前11時29分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

6 番	伊良波 勤	7 番	具志堅 正 英
-----	-------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企 画 政 策 課 長	屋富祖 良 美
住民課長兼町税対策課長	平安山 良 信	福 祉 課 長	松 本 一 也
保 険 予 防 課 長	崎 原 誠	建 設 課 長	伊野波 盛 二
産 業 振 興 課 長	安 里 孝 夫	公 営 企 業 課 長	宮 城 忠
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓	商 工 観 光 課 長	新 里 一 成

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

6月21日（木）3日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第21号	本部町子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について (議案審議・採決)
2	議案第22号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案審議・採決)
3	議案第23号	工事請負契約の締結について（本部町公共下水道改築工事〈大浜その4〉） (議案審議・採決)
4	議案第24号	平成30年度本部町一般会計補正予算について (議案審議・採決)
5	議案第25号	工事請負契約の締結について（町営住宅新里第2団地新築工事〈A棟建築〉） (議案審議・採決)
6	議案第26号	工事請負契約の締結について（町営住宅新里第2団地新築工事〈B棟建築〉） (議案審議・採決)
7	報告第4号	産業建設常任委員会委員長報告 (報 告)
8	陳情第1号	高速船就航における本部町の寄港地について (採 決)
9	陳情第2号	渡久地地区における渡久地交番存続について (採 決)
10	決議第2号	渡久地地区における渡久地交番存続に関する要請決議 (議案説明・審議・採決)
11	陳情第3号	上本部飛行場跡地利用に関する陳情書について (採 決)
12	決議第3号	議員派遣の件 (採 決)

○ **議長 石川博己** これから本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．議案第21号 本部町子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 松本一也** 先に提案してありました議案第21号について、説明申し上げます。

議案第21号の後ろのページ、1ページ、本部町子ども医療費助成金の支給条例の一部を改正する条例の案でございます。

そしてページをめくりまして、3ページ以降が新旧対照表になっておりまして、その条例改正につきましても、議案の参考資料として7ページのほう、お開きください。A4の横のほうの表みたいな形の資料がありますけれども、これで説明したいと思います。主な改正、改正の概要なんですけれども、この改正につきましても2つの改正がございます。まず未就学児の助成方法に現物給付を導入するということでございます。もう1点が未就学児の通院の自己負担がなくなるということでございます。

下の表のほうに<改正案>とか<現行>というところがありますけれども、右側が現行になっておりまして、左側が改正案になっております。改正案の左側、未就学の紫色で示しているところがありますが、現物給付という形になります。そしてその現行のほうでは、通院に係る自己負担がこれまでありました。医療機関ごとに1,000円を超えている部分については、医療費の助成がありました。ですので実質は1,000円の自己負担が発生していたわけです。1医療機関ということになりますけれども、1医療機関ごとに1,000円の負担がありましたけれども、これも今回からはなくなるということになります。自動償還と現物給付の違いは、どんなものかと申しますと、自動償還につきましても、病院など診療を受けましたら、一旦自己負担、3割負担をします。その3割負担をするときに、受給者証というものの、自動償還を行うための受給者証というのがあります。それを病院に提示しますと、これまで3割負担をして領収書を持ってきて、役場のほうで医療費の給付を受けていたものが、自動的にこの受給者証を提示することによって、自動的に口座に振り込みされるという形でございます。ただ自己負担の3割負担というのは、窓口で負担しないといけないというのがありました。それが平成30年の今年の10月から現物給付化と申しまして、その3割負担も必要ないという形になっております。これが未就学児の皆様方に、現物給付、自己負担なしという形になっております。それを行うための条例改正であります。以上です。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ **12番 喜納政樹** 何点かお伺いしたいと思います。

まずは現物給付が始まるということですが、まずは読み解いていくと、制度を導入している沖縄県内の医療機関がございます。この本町、もしくは北部圏域で制度を導入していない医療機関があるのかどうかというのを、まずはお伺いしたいのと。

あと医療費の自己負担の増は、単費の負担が本町としても増えると考えているんですが、実際にこれまでの分の医療費からどれぐらいの単費分が増になっているのか。この2点、お伺いします。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員のほうに説明いたします。

現物給付に伴う医療機関の制度の導入なんですけれども、全県的にはまだ把握していないところがありますけれども、本部町、北部圏域はほぼ契約は結ばれております。ただ本部町に1医療機関がまだ契約されておらずで、この分についても制度開始になります10月までには、何とか導入できるように、こちらからもアプローチをかけたいと思っております。

あと現物給付を導入して医療費がどういうふうにかわるかということでもありますけれども、今回の現物給付につきましては、平成30年10月からということでございます。現物給付されますと、若干、医療がのびるということの前例もありまして、我々も伸びるのかなとは思っております。その伸び率なんですけれども、平成29年の実績で申しますと1,733万6,777円ございました。平成30年の予算ベースで見えていますけれども、2,116万円、約380万円ほどの伸びとなる見込みであります。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午前10時08分）

再開します。

再 開（午前10時08分）

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この制度がやはりかわっていったら現物給付になって、そういう思いというか、そういう情報を得て医療機関に行って、それがそこに導入していないとなると、やはり少し困ったことになるかと思っておりますので、10月から始まっていきますので、そういった制度上の周知徹底や、どこが導入されている。導入されていないみたいなのは、町民に何らかの形で、しっかりと周知していただきたいと思っております。

やはりこのこども医療費の助成というのは、いわゆる子育て支援の部分であったり、さまざまな政策的なものであって、私は前に一般質問もしましたが、これは必要な部分だとは思いますが、しかし、医療費がその分伸びるといえるのは、やはり各自自治体考えないといけない問題ではあると思うので、そこら辺、別の部分での医療費の抑制をしっかりとしていかなければいけないと思っておりますが、そういった現物給付の部分で医療費が伸びていくという中で、その医療費の抑制という形で、今後今やっている施策をしっかりとやっていただきたいと思っておりますが、そこら辺、何か考えがあるのか。今年度どうしていくというのは、少し福祉課のほうにお伺いしたいと思っております。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員のほうに説明いたします。

やはり現物給付の導入に伴って医療費はふえていくと見込んでいますが、その医療費の抑制ということではありますけれども、幼児から未成年までのこの医療費というのは、やはり病気やけがなどで、かかる医療が多くございます。医療費の抑制というのは、なかなか難しいところがあ

るんですけれども、本部町全体的な医療費の抑制につきましては今、保険予防課のほうで取り組んでいるところであります。医療費助成につきましては、漏れなく給付できるように取り組んでいきたいと考えます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 医療費の抑制について、申しわけなかったです。これは保険予防課の管轄ですよね。しかし、例えば今帰仁村とかが、歯科の部分、子供たちの幼児から子供に対しての虫歯の治療、特に本町は虫歯の未治療がかなり多い。そういった部分でのやはり教育委員会というのをしっかりと施策を進めていくというのも必要だと思います。

では保険予防課にお伺いします。今回医療費が伸びるという形で、どのように今年度この医療費の抑制に関して考えているのか、お伺いします。

○ 議長 石川博己 保険予防課長。

○ 保険予防課長 崎原 誠 12番、喜納議員に説明いたします。

こどもの医療費の抑制に関しましては、今現在も乳幼児健診ですとか、あと歯科健診ですね。保険予防課のほうで行っている部分がありますが、その中で保健指導ですとか、そういうのをまたしっかりとやりながら、その健診の受診率の向上にも努めていきたいと考えております。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第21号 本部町こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第21号 本部町こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 先に提案してありました議案第22号について、説明いたします。

議案の次のページをめくっていただきたいと思います。特別職の非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正につきましては、まず一つの運営協議会と、一つの検討委員会と一つの専門チームの設置に伴う報酬の新設となっております。まず下段の四角の中の「本部町地域包括支援センター運営協議会会長」のところに6,000円と書いてありますが、その運営協議会の設置に伴う報酬の費用でございます。

そして3段目の四角のところに、「本部町認知症初期集中支援チーム専門医（訪問活動）」これが専門チームに与えられる報酬でございます。専門医につきましては、お医者さんであります「1万円」と、専門職につきましては「5,700円」、そして同専門職、その方々については「5,700円」となっております。一番下の四角のほうですね、もうひとつの設置なんですけれども、「本部町認知症初期集中支援チーム検討委員会」というものを設置してあります。その報酬として「6,000円」と「5,700円」という形になっております。これが改正の内容でございます。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 何点かお伺いしたいと思います。

今回はこの特別職の職員の費用弁償などの条例の一部を改正する条例の制定とありますが、今言われた運営協議会の中で、認知症初期集中支援チーム検討委員会というのがございますが、これ検討委員会というのは、この同じ参考資料の中の上記の認知症初期集中支援チームのチームづくりに対するの検討なのか。そうであればこの検討委員会というのは、どの程度というか、どの期間までの検討委員会になってくるのか。どのような役割があるのか。この委員はその前で説明がある地域包括支援センター運営協議会をもって充てるとありますが、そこら辺をお伺いしたいのと。

あと、認知症初期集中支援チームに関してなんですけど、現在この専門職の方々、専門医もいますが、実際に本町におられる医療関係者なのかということと中身と。あとその活動内容の中で、専門職による訪問活動というのがありますが、これの具体的な中身と。そうですね、まずはそこら辺からお伺いしたいと思います。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員のほうに説明いたします。

認知症初期集中支援チームの事業の内容という形だと思いますが、専門職とは医師とか、あと医療機関等の国家試験を有する、例えば作業療法士とか、看護師、保健師とか、理学療法士とか、そういった方々になるんですけども、その専門の方々が、実際に集中的に訪問活動を行って、早期に医療機関やあと介護施設などにつなぐ役目をするのであります。この作業につきましては、今現在、地域包括支援センターでも行ってはおります。行ってはいるんですけども、ときにはやはり困難ケースなどがあるんです。例えばひとり独居でひとり世帯で、支援する家族がいないと。本人は認知性の認識もないという形になりますと、なかなか医療機関にもつなげないし、拒むというのがあります。そういった方々につきましては、専門医とあと先ほど言った専門職の方がタッグを組みまして、個別に訪問をしていくと。そして医療機関の受診につなげたり、介護のサービスにつなげたり、集中的に行うということが今回のチームの設置であります。

ひとまとめで回答しましたけれども、答弁漏れがありましたら、また指摘ください。よろしく
お願いします。

答弁漏れでございます。認知症初期集中支援チームの検討委員会の役割なんですけれども、ま
ず検討委員会の中では次の事項を検討するというので設置してあります。まず支援チームの活
動状況に関する事。そして認知症に関する関係機関との連携に関する事。その他事業の推進
に関する事という形の役割がございます。

専門職の方々につきましては、町内の医療機関から設置するのかどうかということでございま
すが、今現在我々のほうで既に検討がされておまして、専門医、認知症に関する専門医としま
して、ノーブルの高石先生がチームの一員としてお願いしているところであります。

あと、専門職としまして、これも精神保健福祉士を1人、お願いしているところであります。
これも町内でございます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それではこの認知症初期集中支援チーム検討委員会というのは、検討する
委員会ではなくて、今の内容では、一緒にこの本町における認知症の部分の支援に関してかか
わっていくということでもいいのか。それとあわせて、それでは委員の中身は同じですので、その
本部町地域包括支援センターの運営協議会の役割まで、少し説明してください。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員のほうに説明いたします。

認知症初期集中支援チームの委員会の設置と、あとチームというのは別でございまして。まず
チームにつきましては、先ほど話をしたとおり、専門医などがチームになって個別に訪問してい
くという形になります。その委員会につきましては、個別の例えば先ほど話をした困難である事
例とか、そういったもの等ですね。まだサービスが行き渡らないなど、どういった方法があるか
どうかというものもあわせて検討することになります。

包括支援センターの運営協議会の役割につきましては、まず包括支援センターの運営協議会の
所掌につきましては、まずセンターの設置ということと。あと運営及び評価、そして体制整備、
そしてネットワーク形成という形がとられております。まずセンターの設置と申しますのは、今
本部町は直営で包括支援センターを運営しておりますけれども、本部町の圏域でありますと、本
部町は1包括で対応できるということがありますので、これ以上の設置は必要ないかと思ったり
もします。あと運営及び評価につきましては、事業計画や事業報告などが入ってきます。あと、
体制整備につきましては、人材の確保、職員の確保ですね。など、組織の体制の構築になります。
もう一つ、ネットワーク形成というのは、地域ケア会議などを通して、個別の課題の解決に向け
た、他職種の皆様方と連携をとりながら取り組んでいくと。そういったネットワークづくりの形
成が主な運営協議会の役割となります。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午前10時32分)

再開します。

再 開 (午前10時33分)

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 我々議会というのは、こういった条例で報酬を決めていく。我々が内容を把握をしていないと、質問はそれを承認してしまうというのは、我々の責任にもかかわりますので、中身の説明をなかなか今ちょっと、まだ私も理解しにくいところもあります。なのでこの資料でしっかりと各議員にも知らせていただきたい。大まかな部分、これが大事だということはわかります。しかし、その委員の役割であったり、この今言った検討委員の役割であったり、そういったのもしっかりと改めて今後、資料なども知らせていただきたい。

これからこの認知症の部分に関しては、大切な対策というところでありますので、我々としても何ができるのかということ、しっかりと把握しておく必要がありますので、そういったものは説明をしっかりとしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第23号 工事請負契約の締結について(本部町公共下水道改築工事(大浜その4))を議題とします。

本案について議案の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 先に提案しました議案第23号について、ご説明いたします。

議案書次のページ、請負契約概要をお願いします。1、工期は180日間。2、指名業者は、本部造園株式会社から、有限会社比嘉建設工業までの12社でございます。3、工事概要は管きょ更生工 既設管φ400ミリ、延長578.1メートルで、施工前調査工一式、反転・形成工一式、仕上げ工一式、仮設備工一式、水替工一式、付帯工一式となっております。

次のページは入札結果報告書となっております。その次のページA3位置図となっております。新沖縄銀行交差点付近から本部署を過ぎた国道449号の大浜3差路付近までの大浜幹線となっております。この工事は老朽化した污水管を開削することなく、改築する工事であります。最後のページは、参考としまして、管渠更生工についての方法の一例を添付しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第23号 工事請負契約の締結について（本部町公共下水道改築工事（大浜その4））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第23号 工事請負契約の締結について（本部町公共下水道改築工事（大浜その4））は、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第24号 平成30年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 先に提案しております議案第24号 平成30年度本部町一般会計補正予算について、ご説明いたします。

3枚目をお願いいたします。平成30年度本部町一般会計補正予算（第1号）、平成30年度本部町一般会計補正予算は次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ2億1,570万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ85億7万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

内容につきましては、事項別明細書でもっと説明をさせていただきます。事項別明細書の歳出から行わせていただきます。6ページ、7ページでございます。申しわけございません。款項の読み上げは省略させていただきます。ページ右側の説明でもって、説明の欄でもって説明をさせていただきます。7ページ、旅費でございます。議長研修旅費（国外）112万7,000円、こちらは移住されました先人でございますが、沖縄県から南米に移住をいたしましては、今年で110周年を迎えます。これを記念しましてブラジル、アルゼンチン、ボリビアの3カ国で「移住110周年記念式典」が予定をされております。本町からは石川議長の出席を予定しておりますので、議会費におきまして今回、関係予算を計上しているところでございます。

次の9ページをお願いいたします。上段2段目の交際費23万円、こちらは先ほど南米の110周年の式典の祝儀でございます。ブラジル、アルゼンチンの本部町人会がブラジルとアルゼンチンにございます。そちらにそれぞれ10万円ずつ計20万円、そしてブラジル、アルゼンチン、ボリビア3カ国に県人会がございまして、そちらにそれぞれ1万円ずつ、合計23万円を計上しております。

中段のほうに本部町会館雨よけ撤去工事費323万7,000円、こちらは昨年、撤去を予定しており、予算を確保しておりましたが、解体資材にアスベストが含まれている可能性があるということで調査をいたしました。調査の結果、アスベストが含まれていることがわかりましたので、今回、関係予算を計上いたしまして、アスベストの撤去費用を含めた予算を計上しているところでござ

います。このページの一番下、コミュニティー助成事業補助金250万円、こちらは宝くじ助成事業でございます10分の10の助成事業でございます。今年も採択を受けておりますので、今年は備瀬区に放送機器、会議用テーブルなどの備品を整備する予定となっております。

続きまして13ページお願いいたします。抜粋してすみませんが、説明させていただきます。13ページの一番下段でございます。介護保険広域連合負担金1,609万7,000円の減額でございます。こちらは平成30年度分の負担金の決定通知書がございましたのと、その決定通知書に合わせまして、減額をしているところでございます。

17ページをお願いいたします。畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金334万5,000円、こちらは産業クラスター協議会が本部牧場内に牛舎を整備する事業でございます、当初予算でも計上しているところでございます。今回、施設の拡充を図る必要があるため、今回関係費用を追加で計上しているところでございます。こちらは事業費の50%が国庫、10%が県、あと10%が町、事業所が30%の負担割合となっております。

19ページお願いいたします。上から2段目、産業支援センター上屋整備工事費550万円、こちらは産業支援センターにひさしを整備する事業でございますが、毎週土曜日に本部元気夕市を開催し、多くの町内外の方が訪れ、町の特産品の紹介、そして販売、町イベント等情報発信の場として活用されております。今回、雨天時において、そして日差しの強い夏場においても、集客ができるよう常設のひさしの設置を予定、計画をしているところであります。この事業には、沖縄ハム総合食品株式会社様から企業ふるさと納税といたしまして500万円の寄附の申し出がございました。この寄附を活用しまして整備する予定でございます。そのページの一番下、多機能型観光施設磁気探査業務委託料650万7,000円の減額、こちら大浜に建設をいたします多機能型観光施設でございますが、その磁気探査の実施箇所146カ所を予定しておりましたが、見直しに伴い56カ所に変更となっております。その磁気探査の箇所が減額、減った分、委託料も減額しております。

21ページお願いいたします。中段のほうに、公有財産購入費（未買収用地）の分でございますが、330万4,000円計上しております。こちらは町道山川北里線、山川のやまちゃんがございしますが、そちらから上本部中学校に向かう町道でございますが、そちらに未買収用地がありまして、今回地権者からの当該用地の売買に申し出があったため、用地購入費として関係予算等を計上しているところでございます。

その下の委託料、山里屋比久線道路台帳修正業務委託料612万1,000円、こちらは山里屋比久線の供用を開始するために道路台帳の整備が必要でございますので、その関係予算を計上しているところでございます。その下でございますが、こちらは北部振興事業の4路線の整備費について、増額をしているところでございます。こちら増額の理由といたしまして国庫補助の増額があります。その国庫補助の増額に伴いまして関係事業費も増額しておりまして、北振事業の4路線、すべて増額を計上しております。

続きまして23ページお願いいたします。新里第2団地新築工事費2,823万円、こちらは工事費を概算で見込んで計上をしておりましたが、工事費に不足が生じる見込みでございます。その関

係で、不足されると思われる分を増額で補正をしているところでございます。

27ページをお願いいたします。瀬底小学校体育館屋根防水補修工事費527万4,000円、こちらは瀬底小学校の体育館でございますが、雨漏りをしている状況でございます。学校の授業等に支障を来しているため、屋根の防水補修工事を行うものでございます。その関係費用を計上しております。

続きまして、歳入のほうに戻ります。事項別明細書、歳入の3ページをお願いいたします。上段の普通交付税1,214万8,000円、こちらは今回補正となった各事業の町負担分に充てるため、留保しています普通交付税を充てております。

中段に商工費補助金、マイナス521万8,000円、こちらは先ほど説明しました観光拠点施設の磁気探査の事業費が減になった分の国庫補助を減額しております。その下の段、道路橋梁費補助金でございますが、1億3,214万3,000円の増額、こちらは北部振興事業の4路線の国庫補助の増額がございましたので、その分を計上しております。

最後になります5ページをお願いいたします。総務費寄附金500万円の増額でございます。企業版ふるさと納税寄附金でございます。こちらは先ほど説明いたしましたが、産業支援センターのひさしを延ばす分でございます。沖縄ハム総合食品株式会社様から500万円の寄附の申し出でございます。その分を計上しているところでございます。以上、説明を終わります。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ **12番 喜納政樹** 何点かお伺いしたいと思っております。

21ページ委託料、山里屋比久線道路台帳修正業務委託料とありますが、供用開始はされるということでしたが、この山里屋比久野原側の起点となる部分が一部、まだ確か私の勘違いかどうかわかりませんが、その部分がまだ道路が整備されていないと思っておりますが、こういった感じで供用開始を進めていくのか。その部分を今後どうしていくのかということをお伺いしたいと思います。

あと今、同じく21ページ、北振の事業の部分がございましたが、この部分、各事業用地の取得の部分に関して、かなりあると思っておりますが、そこら辺の部分の私は早急にやはり早目にそれを手がけていく必要があると思っておりますが、建設課のほうとして、どのように考えているのか。まずはその2点をお伺いしたいと思います。

○ **議長 石川博己** 建設課長。

○ **建設課長 伊野波盛二** 12番、喜納議員にご説明いたします。

山里屋比久線の道路台帳の整備につきまして、現在、山里屋比久線のウフバル地区というところが、最終の区間でございますが、運動公園から屋比久に向かう方向に約200メートルが、まだ工事ができていない部分があります。こちらのほうは用地等の交渉の今、時間がかかっておりまして、まだ工事のほうは完了できていないんですが、既に工事の終わっている区間、ウフバル地区で400メートル、そして前屋比久原地区で1,000メートルの区間が既に工事が終わっておりますので、こちらのほうは先に道路台帳を整備をして供用開始をしたいと考えております。その理由

は、やはり供用開始をしますと、周辺に建築確認がおろせるとか、開発ができるとか、そういう利点もございますので、早目に供用開始をしたいと思っております。残った区間については、また用地交渉、これから引き続き行って、どのような事業でまた再開できるか。そのほうを検討してまいりたいと考えております。

それから北部振興事業の4路線につきまして、用地のほうがかかなりこれから急ピッチに交渉を始めていかないといけない状況ではございます。今、町としましては、今回補正でも上げておりますが、委託費の中で用地支援業務ということで、コンサルタントに委託をしまして、その用地交渉から契約まで、コンサルのほうでできる支援業務というのが補助対象でございましたので、そこのほうを今、補正いたしまして、石川謝花線と瀬底一周線については、その用地支援業務を活用して、用地の取得業務を円滑に進めていきたいと考えております。あと、残りの路線についてはまた、役場の職員で用地交渉、それも担当も含めて用地担当、それから工事担当もみんな一体となって、早目に交渉、用地のほうを交渉をしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休憩（午前10時54分）

再開します。 再開（午前10時56分）

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この用地交渉というのは今、説明もございましたが、とても大事なことだと思いますので、これだけの大きなこれまでの懸案事項であった事業であります。しっかりと当局全員、町長先頭に頑張っていただきたい。そこに先ほどのこの委託教務に入ってコンサルの皆さんの知恵を借りてやっていただきたいと思います。

最後にこの今回、この懸案事項であった大きな事業であります、山里屋比久線や石川謝花線、瀬底一周線に関しまして、当局としての意気込みというか、進め方を最後に町長のほうから、見解を伺いたいと思います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えいたします。取り組みの今後の考え方ということでございますが、まさしくそれ北部振興事業を活用して、いわゆる本部町のその特に若い方々に対するこの定住促進ということで、この基幹道路ができますと、それに必ずや資するものと思っておりますので、なかなか本部町は平野部がなく、住宅地域が少ない中で、この道路網を整備することによって、定住促進あるいはまた産業の振興、農業の振興、地域の振興、地域の活性化に必ずや資するものと思っておりますので、この道路ができることによって、本部町がさらに私は発展するものと期待をしておりますので、全身全霊をかけて取り組む決意でございまして、また議会の皆さん、議員の皆さん、地域の皆さんのさらなるご協力をいただければと思っております。よろしく願います。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第24号 平成30年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第24号 平成30年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩 (午前10時59分)

再開します。 再 開 (午前11時10分)

日程第5. 議案第25号 工事請負契約の締結について(町営住宅新里第2団地新築工事(A棟建築))を議題とします。

本案について議案の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 先日、説明しました議案第25号の中身について、ご説明いたします。

1ページ目めぐりまして、2ページ目、議案第25号資料の町営住宅新里第2団地新築工事(A棟建築)、工期が240日間、指名業者は安護建設工業から瀬底産業まで5社、工事概要は鉄筋コンクリート造、地上2階8戸、建築面積が315.00平方メートル、延べ床面積が635.78平方メートル、工事種別ですが、直接仮設工事以下、ごらんのとおりの工種となっております。

次のページをお願いします。こちらは入札結果報告書となっております。

次のページをお願いします。こちらのほうは議案第25号と26号、共通の資料で今つけておりますが、黄色い色で示しているのがA棟、茶色い色で示しているのがB棟でございます。既存の新里団地が右手のほうにL字型で今、配置されておりますが、今回の新築工事は海側のほうにA棟とB棟と平行に建築いたします。

次のページをお願いします。こちらのほうも議案第25号と議案第26号、共通の資料となります。平面図になりますが1階部分と2階部分の平面図でございます。1戸、1階部分に4戸、2階部分に4戸、1戸1世帯が3DKの間取りとなっております。

次のページをお願いします。こちらのほうが立面図となっております。これもA棟、B棟共通でございます。1階部分に4戸、2階部分に4戸、合わせて8戸ということでございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 質問したいと思えます。議案第25号と次の議案第26号にもつながると思えますが、契約金額のほうと同じ図面では同じ平米数になっているんですが、契約金額のほうは1億900万円と1億1,700万円という、ちょっと金額が違うんですけども、それは理由があるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 1番、真部議員にご説明いたします。

A棟の契約金額が1億900万円余りとB棟が1億1,700万円余りということで、金額の差があり

ますが、建物は確かに同じ面積で全く同じ構造の建物になっておりますが、B棟のほう、金額が高くなっていますけど、外構の周辺の駐車場ですとか、造成工事、そういうのも含めておりますし、あと基礎部分が軟弱地盤の具合がA棟とB棟で違いますので、その基礎の大きさも異なっております。その違いで今B棟のほうには工事費が高くなっているということになっております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 この工期240日間とありますが、今のところで着工する日と、工事が終わる日、ある程度の目安とかついていたら、お教えいただきたいと思います。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 5番、小橋川議員にご説明します。

工期につきましては今、240日間、8カ月を期間を見ておりまして、年度内には完成させたいと考えておりますので、早目に工事のほうを、既に仮契約はしておりますので、この議会で承認いただければ、契約の効力が発生するということになりますので、早急に工事のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これから議案第25号 工事請負契約の締結について(町営住宅新里第2団地新築工事(A棟建築))を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第25号 工事請負契約の締結について(町営住宅新里第2団地新築工事(A棟建築))は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第26号 工事請負契約の締結について(町営住宅新里第2団地新築工事(B棟建築))を議題とします。

本案について議案の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 伊野波盛二 議案第26号について、ご説明いたします。

2ページのほう、お願いいたします。議案第26号資料で説明いたします。町営住宅新里第2団地新築工事(B棟建築)、工期が240日間、指名業者は安護建設工業から瀬底産業まで5社でございます。工事概要、鉄筋コンクリート造、地上2階8戸、建築面積が315.00平方メートル、延べ床面積が635.78平方メートル、工事種別につきましては、建築工事を表示しております一式でございます。

次のページ、お願いいたします。こちらのほうが、入札結果報告書となっております。

あとは先ほどA棟の説明でもやりましたとおり、A棟、B棟共通の資料としまして、配置図と

平面図、そして立面図をつけてありますので、参考にしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第26号 工事請負契約の締結について(町営住宅新里第2団地新築工事(B棟建築))を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第26号 工事請負契約の締結について(町営住宅新里第2団地新築工事(B棟建築))は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 報告第4号 産業建設常任委員会委員長報告についてを議題とします。

平成30年3月16日、第1回本部町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託してありました陳情第1号、高速船就航における本部町の寄港地について、その報告書が提出されております。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 それでは報告いたします。

報告第4号、平成30年6月21日。本部町議会議長 石川博己殿。産業建設常任委員会委員長 座間味栄純。委員会審査報告書。陳情第1号 高速船就航における本部町の寄港地について。本委員会は、平成30年3月16日付で付託された上記案件につきましては、審査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、1、付託事件。陳情第1号 高速船就航における本部町の寄港地について。

2、審議結果。陳情第1号 採択すべきものと決定する。ただし、委員会の意見として、課題を十分精査し、関係機関との調整を図り、地域活性化に向けた取り組みがなされることも報告とする。以上です。

○ 議長 石川博己 委員長報告は終わりました。

これで報告第4号 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

日程第8. 陳情第1号 高速船就航における本部町の寄港地についてを議題とします。

お諮りします。本案は、産業建設常任委員会、委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第1号 高速船就航における本部町の寄港地については、採択されました。

日程第9. 陳情第2号 渡久地地区における渡久地交番存続についてを議題とします。

お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第2号 渡久地地区における渡久地交番存続については、採択されました。

日程第10. 決議第2号 渡久地地区における渡久地交番存続に関する要請決議を議題とします。
本案について提出者の説明を求めます。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 決議第2号、平成30年6月21日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 喜納政樹。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。賛成者、本部町議会議員 具志堅 勉。渡久地地区における渡久地交番存続に関する要請決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

渡久地地区における渡久地交番存続に関する要請決議。本部町字東区から渡久地区にかけての県道84号線道路拡張工事により、多くの住宅や事業所が立ち退き、特にまちの中心地である渡久地十字路周辺は、銀行が2行も移転せざるを得ない状況となっており、ますます閑散とした地域になりつつあるなか、渡久地交番も移転の対象となり地域の治安を危惧する状況となっております。

本部町議会は、地域住民の安心安全の町づくりのため、渡久地交番の渡久地地区存続を願い、特段のご配慮を賜りますよう下記理由を添えい要請いたします。

記 1. 渡久地十字路周辺は本部小学校・本部中学校、本部高校の多くの生徒の通学路及び帰宅路であり、子ども達を見守る意味でも交番の役割は大きいものである。

2. 学校帰りの生徒が、渡久地アサギ周辺にたむろすることが多く、生徒間(先輩後輩)のトラブルが多々あり、地域、学校、本部警察署の三者連携で対応する意味でも、渡久地十字路への交番存続の役割は大きいものである。

3. 渡久地十字路は、本部町の中心地であり、当時の本部警察署も現交番の向い側にあった。地域住民の安全安心を確保する意味でも渡久地十字路への交番存続が望ましい。平成30年6月21日、沖縄県本部町議会。宛先 沖縄県本部警察署長。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから決議第2号 渡久地地区における渡久地交番存続に関する要請決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第2号 渡久地地区における渡久地交番存続に関する要請決議は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 陳情第3号 上本部飛行場跡地利用に関する陳情書についてを議題とします。

お諮りします。本案は、産業建設常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とし、審査期間を

審査終了までとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第3号 上本部飛行場跡地利用に関する陳情書については、産業建設常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とし、審査期間を審査終了までとすることにより決定しました。

日程第12. 決議第3号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案は、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第3号 議員派遣の件は、別紙のとおり可決されました。議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第3回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにより決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。これで本日の会議を閉じます。

平成30年第3回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午前11時29分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 伊良波 勤

本部町議会議員 具志堅 正 英